

2 淡海子ども・若者プランの策定経過

1 滋賀県子ども若者審議会の設置

(1) 滋賀県子ども若者審議会での検討

計画を策定するにあたり、県民、子ども・若者育成施策分野や経済・労働分野の関係者、有識者などの意見を反映するため、「滋賀県子ども若者審議会」（以下、「審議会」という。）を設置し、本県の子ども・若者施策の基本的な考え方や推進方策等について、御議論をいただきました。

会議	開催月日	主な議題
第11回	平成30年11月15日	○淡海子ども・若者プラン次期計画検討の進め方について ○子育てに関する県民意識調査、ひとり親家庭等生活実態調査の結果について
第12回	平成31年2月6日	○子育てに関する県民意識調査、ひとり親家庭等生活実態調査の結果について ○淡海子ども・若者プラン次期計画検討の進め方について ○部会の設置について
第13回	令和元年9月6日	○淡海子ども・若者プラン次期計画について
第14回	令和元年11月7日	○淡海子ども・若者プラン次期計画（素案）について
第15回	令和2年2月14日	○滋賀県子ども若者審議会の運営について ○淡海子ども・若者プラン次期計画（案）について

* 審議会の開催数は通算

(2) テーマ別検討会での検討経過

審議会においては、広く関係者の意見を反映していくため、子ども・若者育成施策に係る四つの分野（子ども・子育て支援、社会的養護、青少年育成・自立支援、ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策）について検討会が設けられました。

各検討会では、施策の基本的な考え方や方向性、重点的な取り組みなどが集中的に議論され、令和元年（2019年）9月6日開催された第13回審議会において、各検討会で集約された意見が報告されました。

■ 子ども・子育て支援検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和元年7月3日	○淡海子ども・若者プラン次期計画策定について ○淡海子ども・若者プラン次期計画検討の流れについて ○淡海子ども・若者プラン次期計画（2020年度～2024年度）の概要について ○淡海子ども・若者プラン（現行計画）取組状況について ○子ども・子育て支援検討部会におけるとりまとめについて
第2回	令和元年8月22日	○子ども・子育て支援検討部会報告書（案）について

■社会的養護検討部会

会議	開催年月日	主な議題
第1回	令和元年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○淡海子ども・若者プラン次期計画策定について ○淡海子ども・若者プラン次期計画検討の流れについて ○淡海子ども・若者プラン次期計画の概要について ○淡海子ども・若者プラン(現行計画)取組状況について ○社会的養護検討部会(案)について ○社会的養護検討部会におけるとりまとめ(案)について ○代替養育を受けている子どもに対するアンケートの実施概要(案)
第2回	令和元年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護検討部会報告書(案)について ○滋賀県児童虐待防止計画(骨子案)について

■青少年育成・自立支援検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和元年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○淡海子ども・若者プラン次期計画策定について ○淡海子ども・若者プラン次期計画検討の流れについて ○淡海子ども・若者プラン次期計画(2020年度～2024年度)の概要について ○淡海子ども・若者プラン(現行計画)取組状況について ○青少年育成・自立支援検討部会におけるとりまとめ(骨子案)について
第2回	令和元年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成・自立支援検討部会報告書(案)について

■ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会

会議	開催年月日	主な議題
第1回	令和元年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○淡海子ども・若者プラン次期計画策定について ○淡海子ども・若者プラン次期計画検討の流れについて ○淡海子ども・若者プラン次期計画(2020年度～2024年度)の概要について ○淡海子ども・若者プラン(現行計画)取組状況について ○ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会におけるとりまとめについて
第2回	令和元年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会報告書(案)について

子ども・子育て支援検討部会報告書の概要

1. 現状と国制度の動向など社会情勢の変化

○本県の平成 30 年出生率はこれまでで最も低い。晩婚化・未婚化が進展

＜合計特殊出生率＞ (H30) 1.55 (全国 1.42/人口置換水準 2.07)

＜平均初婚年齢＞ (H29) 男性 30.7 歳 (全国 31.1 歳)、女性 29.2 歳 (全国 29.4 歳)

○女性の有業率は、結婚、出産、子育て期に低下。男性の育児休業取得は進んでいるものの、依然低い水準。

＜男性の育児休業取得率＞ (H30) 4.1% (女性 96.3%)

○保育所整備が進んでいるものの、待機児童が発生。放課後児童クラブのニーズも増えている。

＜待機児童の推移＞ (H31) 459 人、(H30) 439 人

○理想とする子どもは「3人」が 56.4%。実際にもつ子どもは「2人」が 53.2%。

○令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施。

2. 現行計画の取り組み状況

数値目標	平成 25 年度	平成 30 年度(実績)	令和元年度(目標)
認定こども園等利用児童数			
3 歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用児童数	9,214 人	16,851 人	17,992 人
3 歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用児童数	18,345 人	20,848 人	21,334 人
3 歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用児童数	9,550 人	12,260 人	14,638 人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)利用児童数	11,327 人	17,041 人	19,191 人

3. 課題整理

(1) 少子化の進行

- ・本県の H30 年出生率は、8.2 と全国の 7.4 を上回り、全国 4 位の高率となっているが、これまでで最も低い値となっており、また、合計特殊出生率も 1.55 と、全国の 1.42 を上回るものの、人口維持に必要とされる人口置換水準 2.07 に遠く及ばない状況。
- ・本県の総人口に占める子ども・若者の割合は 29.1% となっており、全国の 27.8% を上回っているものの、年々減少していることから、誰もが子育てに対する自信や安心感を持ち、安心・安全に子どもを生き育てられる環境づくりが必要。
- ・婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇など、未婚化、晩婚化が進展する中、子育てに対する喜び・幸せ・感動を発信し、子どもを生き育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望を持つことができる社会の実現が必要。
- ・子育て世代の子どもを育てるための経済的負担が重いことや、仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難であること、長時間労働などの働き方が結婚、出産、子育てに大きな影響を与えている。男性が家事育児により参画し、仕事と子育てを両立し、女性も男性とともに子どもを育てることができる社会環境づくりを進めていくことが必要。

(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実

- ・安心・安全に子どもを生き育てることができ、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもが生まれる前から、乳幼児期、自立するまでの子育て支援を継続的に切れ目なく実施していくことが必要。
- ・子を生き育てることへの不安を取り除くため、妊娠期からの相談や子どもが生まれる前からの親となることの心構えの習得、不妊治療に対する支援、安心・安全に出産が迎えらるる周産期医療体制や出産後の支援への円滑な移行など、子どもが生まれる前から切れ目のない支援が必要。
- ・保育所の定員は年々増加しているものの、新たに保育所等を利用したいという需要も増加しているため、待機児童数は高止まっていることから、令和元年10月より実施予定の幼児教育・保育の無償化も踏まえ、市町の計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備を支援するとともに、保育士等の人材確保により保育の質を確保することも必要。
- ・幼児期の育ちが将来の人間形成に大きな影響を及ぼすことから、適切な教育および保育の提供により、子どもの健全な育成を促すことが必要。
- ・すべての子育て家庭に対し、様々な子育て支援策が講じられている一方で、子育てへの不安やストレスを抱えながらも支援の場に参加できない子育て家庭が依然としてあり、多様な子育て家庭のニーズに応じ、個々の利用に結びつくような支援が必要。
- ・仕事と子育てを両立するためには、小学校の入学後に、放課後児童クラブで引き続き保育を受けることができず、離職せざるをえなくなったり、働き方を見直す必要に迫られたりする、いわゆる「小1の壁」の解消が必要であり、こうした学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置をはじめとする、地域における居場所づくりの支援と、地域における子育て支援に携わる人材の育成が必要。
- ・発達障害のある子どもには、早期発見と適切かつ継続的な支援が重要であり、支援策や関係機関の連携といったヨコのつながり、また、乳幼児期から小学校、中学校および高等学校を通じた支援といったタテのつながりも必要。
- ・本当に支援が必要な方へ支援を届ける情報の発信が必要。

(3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進

- ・少子化が深刻化する中で、子どもが将来の滋養を担う大切な存在であるという認識を県民が共有し、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えるという機運の醸成を図ることが必要。
- ・県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働して、地域で育ち・子育てを支える環境づくりを進めていくことが必要。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいる中で、子育ての不安感や負担感を解消するとともに、子ども・若者が孤立せず、地域社会や豊かな人間関係の中で支えられ、成長できる環境づくりが必要。
- ・企業等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組、男女が共に家事・子育てに参画する意識の向上は、子育て家庭の支援に重要であることから、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な働き方の導入・運用等、企業における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組の促進、男性の家事育児参画への取組の一層の促進が必要。

4. 計画の目指す方向（基本的な考え方）

子どもが安心・安全な環境で健やかに生まれ育つことができるよう、誰もが出産や子育てに対する安心感を持つことができる、切れ目のない子育て支援環境づくりを進めることにより、子どもの人権が尊重され、保護者は子どもを安心・安全に育てるとともに、仕事と子育ての両立を図ることができ、地域は様々な主体が子育てにともに関わり、支えることができる「すべての子ども・若者や子育てに携わる人々の”幸せが未来へと続く滋賀”の実現」を目指します。

(1) 子どもの人権が尊重される社会づくり

滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」について、県民、地域の活動団体、企業や行政など様々な主体が理解と認識を深め、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくり

子育てに対する自信や安心感を持ち、安心・安全に子どもを生み育てられるよう、結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目のない子育て支援に取り組むとともに、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。

(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、この時期に適切な教育・保育が提供されることは、子どもの健全な成長を促すうえで重要です。

このため、潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の実施を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実や、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。

(4) すべての子育て家庭に対する支援の充実

すべての子育て家庭について、子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子育てする家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が子育てにともに関わり、支える地域づくりを推進します。

(5) 仕事と子育ての両立支援

男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めます。また、認定こども園、保育所や放課後児童クラブ等の整備により、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進め、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

(6) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育て、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。

(7) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。また、共生社会の実現に向け、障害のある子どもやその家族に対して、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を行います。

社会的養護検討部会報告書の概要

1. 現状と国制度の動向など社会情勢の変化

(1) 社会的養護の状況

<措置（委託）児童数> 387人（H30年度末）

里親：50人 ファミリーホーム：46人 乳児院：29人 児童養護施設：153人
児童心理治療施設：39人 児童自立支援施設：10人 その他施設 60人

(2) 児童虐待相談の状況

○児童虐待相談件数が増加を続けており、虐待種別は「心理的虐待」が37%、通告は「警察等」からが55%と最も多い。

<児童虐待相談件数> 7,263件（H30県全体）

○一時保護所での保護期間は減少傾向。

<一人あたりの平均在所日数> 25.4日（H30）

<一日平均保護人数> 22.9人（H30）

*児童相談所の機能強化などを盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律が令和元年6月19日に成立

2. 現行計画の主な取り組み状況

数値目標	平成25年度	平成30年度(実績)	令和元年度(目標)
措置を要する要保護児童の受入可能数	396人 (H26.3.1)	409人	420人
養育里親登録数	144家庭 (H26.3.31)	155家庭	180家庭

3. 課題整理

(1) 子ども家庭相談機能の強化

・経済的な問題や社会的孤立の問題等複数の要因を背景に、児童虐待相談件数は増加を続け、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しており、児童福祉法等の改正を踏まえ、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう機能強化を図るとともに、市町や関係機関と連携しながら県全体の相談体制を充実させることが必要。

(2) 家庭的な子どもの養育環境の充実

・子どもは本来、社会全体で見守られながら、家庭において心身ともに健やかに養育されるべきものであり、家庭養育優先原則を踏まえ、代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親委託や特別養子縁組を推進することが必要。

また、施設においては、生活単位を小規模化し、地域に分散させるとともに、里親支援や在宅支援の強化など、地域社会の貴重な資源として多機能化を推進することが必要。

(3) 子どもの自立支援の強化

・施設や里親家庭で暮らす子どもが、順調に自立して社会で生活していけるよう、引き続き、就労や社会生活面等をきめ細やかに支援していくことが必要。

(4) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

- ・子どもは本来、家庭的な環境のもと安全に安心して成長していくべきものであり、虐待により、一旦児童福祉施設や里親に措置等をされても、子どもの将来の自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要。

また、施設入所等の措置等を解除しようとするときには、当該子どもの家庭環境を十分勘案するとともに、要保護児童対策地域協議会において、子ども家庭相談センターや、市町、関係機関等がそれぞれの役割のもと連携して地域で子どもを見守り、切れ目のない支援をしていくことが必要。

4. 計画の目指す方向（基本的な考え方）

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、命を失う場合があるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

県や市町、子どもに関わる関係機関は、それぞれの役割を果たし、専門性を発揮し、連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応等切れ目のない支援を行うとともに社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を目指します。

(1) 児童虐待の未然防止

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。

また、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

保健・福祉・医療・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。

そのため市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。

(3) 子どもの保護・ケア

社会的養護を必要とする子どもが、安心して利用できる社会資源の充実を図ります。

また、平成28年改正児童福祉法で明記された「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めるとともに、施設で生活する子どもが「できる限り良好で家庭的な環境」で生活できるよう、小規模化・地域分散化など家庭的な支援環境に向けた整備を行います。

さらに、子どもの権利擁護の観点から、援助方針の決定にあたっては、子どもの意見を汲み取るとともに、今後、国の調査研究の結果も見ながら、子どもの権利を代弁する取組についても検討します。

(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。

また、18歳を迎え、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化

児童虐待相談が増加を続けていること、また、その背景として、経済的な問題や社会的孤立の問題などの複数の要因が複雑に絡みあっている状況があり、児童虐待の問題は、さらに容易に解決できるものではなくなっています。このため子ども家庭相談センターには組織としての高い専門性を発揮して他機関と効果的な連携が求められるなど、機能強化が喫緊の課題となっています。

また、市町や関係機関との積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていく必要があります。

(6) 子どもへの心理的虐待の予防 ～ 配偶者等からの暴力（DV）防止 ～

配偶者からの暴力（DV）は、同居する子どもへの心理的虐待となるだけでなく、加害者の暴力が子どもへも向き、身体的虐待となったり、心身の傷ついた被害者による子どもの養育がネグレクトとなるなど、虐待の拡大にもつながります。

児童虐待対応を意識したDV対応に取り組みます。

(7) いじめの加害者や非行児童への対応

いじめの加害者や非行児童に対しては、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。

青少年育成・自立支援検討部会報告書の概要

1. 現状と国制度の動向など社会情勢の変化

- 少子化、核家族化、晩婚化など青少年を取り巻く社会環境が大きく変化
 - <合計特殊出生率> (H30) 1.55 (全国 1.42/人口置換水準 2.07)
 - <平均初婚年齢> (H29) 男性 30.7 歳 (全国 31.1 歳)、女性 29.2 歳 (全国 29.4 歳)
 - 非正規雇用の増加など雇用環境が厳しい状況
 - <非正規雇用者の比率> (H30) 男性 15~24 歳 49.0% (全体 22.3%)
女性 15~24 歳 55.6% (全体 56.8%)
 - 少年非行の検挙・補導件数は減少傾向にある
 - <検挙補導した非行少年の数> (H30) 2,796 人 (H29 : 2,865 人/69 人減・2.4%減)
 - インターネット・スマートフォンによる有害情報の氾濫、支援が必要な幼児児童の増加、ニートなど問題が深刻化・複雑化
- * 平成 28 年に、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めた「子供・若者育成支援大綱」が策定された。平成 31 年 4 月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、今後外国人の増加が見込まれる。

2. 現行計画の取り組み状況

数値目標	平成 25 年度	平成 30 年度(実績)	令和元年度(計画)
しがヤングジョブパークでの支援による若者求職者の就職者率	55.4%	71.5%	60.0% (平成 30 年度)
青少年立ち直り支援センター(あすく)での支援プログラム終了率	70.0%	82.7%	75.0%

3. 課題整理

(1) 子どもの「夢と生きる力」を育む教育・学習の充実

人口減少、少子高齢化の進行、グローバル化と情報化の進展、また急速な技術革新の中で、子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体を培い、明日の滋賀を担う自立したたくましい人を育てることは、変わることのない教育の大きな使命であり、滋賀の豊かな自然、歴史、文化や地域、企業と連携した学び、先人の心を大切にしたい学びなど「滋賀ならではの学び」を大切に、子どもの「夢と生きる力」の一層の育成を図っていく必要がある。

(2) 若者の社会的・職業的自立の促進

核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、子ども・若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場の減少が指摘されている。子ども・若者が主体的に地域社会と関わり、社会の中で異年齢や多様な人々と交わる中で、自らの持つ力を発揮していけるよう、様々な体験をする機会や場の提供、情報発信、人材の育成などの支援が求められている。また、子ども・若者の県内の青少年団体への加入促進と活動の活性化を図る必要がある。

さらに、非正規雇用や若年無業者(ニート)の増加など、若者をめぐる雇用情勢は厳しい現状にあり、子どもの頃から勤労観や職業観を養うとともに、関係機関が連携しながら、若者に対する就労支援を充実させる必要がある。特に、就労が困難な若者に対しては、カウンセリングや就労体験など、よりきめ細かな支援が求められている。

(3) 非行防止、立ち直り支援の充実

非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少傾向にある一方、刑法犯少年の再犯者率は高い水準で推移している。

インターネット環境の拡大によりスマートフォン等の携帯端末が普及し、ゲームやSNS等に没頭する青少年が行き場を無くして非行に走り、更生の機会に恵まれず再び非行に陥るといった現状が要因の一つと考えられる。また、インターネット上には有害情報が氾濫しているが、青少年のフィルタリング措置率は約半数に留まっている。青少年のみならず、その保護者に対してフィルタリング措置の重要性と必要性を発信し、利用を普及させていくことが課題となっている。

非行等からの立ち直りを支援し、健全育成を図るため、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどの非行少年等の立ち直り支援の充実が求められている。支援活動をより効果的に推進できるよう、関係機関との連携強化などに取り組む必要がある。

(4) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援

有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化、また、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など子ども・若者の抱える問題も深刻化、複雑化している。

そうした中で、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備が求められている。

4 計画の目指す方向（基本的な考え方）

未来を担う子ども・若者が、人権を尊重され、安全に安心して、生きる力を育み、将来に夢を持って、健やかに育つことができ、社会の中で自ら持つ力を十分に発揮できる「次代の社会を担うすべての子ども・若者が輝くしが」の実現を目指します。

(1) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともにに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。

(2) 「生きる力」を育む教育・学習の充実

子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けることができるよう取り組みます。

(3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進

子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として、自信と誇りを持って、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。

(4) 青少年の健全育成の推進

青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。

また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。

(5) 社会生活で困難を有する子ども・若者に対する支援

社会生活を円滑に営む上で困難を有し、悩みや生きにくさを抱える子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。

(6) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していけるよう、特別な支援が必要な青少年とその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会報告書の概要

1. 現状と国制度の動向など社会情勢の変化

○県内のひとり親家庭の世帯数は、年々増加している。

＜ひとり親家庭世帯数＞（H30.4）14,560（母子家庭13,387、父子家庭1,173）

○ひとり親の就業収入は低い。特に母子家庭の就労形態は非正規の割合が高く、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難。

○就労状況や経済的な理由で、子どもの養育や教育・進学に不安を抱えている家庭が多い。

○子どもの貧困率が高くなっている。

＜子どもの貧困率＞H27 13.9%（H24 16.3%） ＜ひとり親家庭の子どもの貧困率＞50.8%

* 「児童扶養手当法」が平成28、平成30年に改正され、第2子、第3子以降加算額の最大倍増の実施、全部支給の所得制限限度額の引き上げ、支払回数の見直し等がされた。

* 令和元年に「子どもの貧困対策推進法」の改正、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しがなされ、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること等を規定、市町村にも子どもの貧困対策計画の策定の努力義務が課された。

2. 現行計画の取り組み状況

数値目標	平成26年度	平成30年度(実績)	令和元年度(計画)
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による年間就業者数	155人	130人	260人
母子家庭等日常生活支援事業 家庭生活支援員（子育て支援）登録者数	303人	482人	400人
養育費を受け取っている母子家庭の割合	28.7%	33.3%	39.0%

3. 課題整理

(1) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援

- ・ひとり親家庭がより安定した収入を得て、安心して生活を送ることができるよう、ひとり親の状況に応じたきめ細かな就業支援や、転職やキャリアアップのための能力開発の支援が必要。また、安定した就労が可能となるよう、ひとり親の優先雇用その他就業の促進のための民間事業者に対する協力の要請、ひとり親家庭に対する理解促進が必要。
- ・ひとり親家庭の多くは子育てを他の家族に頼ることが困難な状況にあり、ひとり親が安心して、子育てと仕事が両立できるようにするためには、ひとり親家庭のニーズに合った多様な保育サービスの提供や日常生活面における支援を充実することが必要。また、ひとり親家庭の子どもが心身共に健やかに成長することは重要であり、貧困の連鎖の防止からも、居場所づくり・子どもへの学習支援が必要。

(2) 安心して地域で暮らせる環境づくり

- ・多くのひとり親家庭は、子育てや就労など様々な課題や悩みを抱えていることから、地域において、声かけや子どもの見守りなどを行うことにより、ひとり親の孤立を防ぎ、安心して地域で暮らすことができる環境づくりが求められている。

(3) 生活の安定と自立

- ・母子家庭では、住居の種類が母の実家や民間の借家等の割合が高く、生活基盤の安定を図るため、住居確保のための支援策が必要。また、ひとり親家庭の所得については、平均所得額に対して低い水準にとどまっている状況があり、児童扶養手当の支給や福祉医療費の助成といった経済的支援の充実により経済的負担の軽減を図っていく必要がある。

- ・養育費は子どもの扶養義務の履行を確保するものであり、親としての責任であるとの認識を広めるため、養育費に対する周知を図っていく必要がある。

(4) 支援制度の利用と周知

- ・ひとり親家庭は、世帯構成、収入、就業、子どもの育ち等多様な状況のもと複雑な課題を抱えていることから、個別のニーズを把握し、家庭の事情に応じて支援メニューを適切に組み合わせて提供することが必要であるため、相談体制を充実させる必要がある。また、ひとり親家庭に対する支援施策の認知度は低く、十分に活用されていない傾向にあり、各種施策に関する情報提供をはじめ、支援を必要としているひとり親家庭へ情報を届けるための方策が求められている。
- ・ひとり親家庭を訪問し各種事業の情報提供などを行っていただくひとり親家庭福祉推進員活動において、近年は「訪問しても会えない」「関係構築が困難」「他機関との連携が少ない」といった課題が出てきている一方、SNSなど新たな繋がり方が生まれており、時代の変化とともに支援が必要な方へのアプローチ方法を見直す必要がある。

(5) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり

- ・近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大している。
- ・「平成 28 年国民生活基礎調査」での相対的貧困率は、全体で 15.6%（平成 25 年調査比 0.5 ポイントの低下）、子どもで 13.9%（平成 25 年調査比 2.4 ポイントの低下）。特に、家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率（大人が一人の「子どもがいる現役世帯」）で 50.8%（対平成 25 年調査比 3.8 ポイントの低下）と依然として高い水準となっている。
- ・子どもの貧困対策は喫緊の課題となっており、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが必要。

(6) 子どもの貧困対策への支援

- ・平成 27 年度に、県と龍谷大学の共同研究として「滋賀県子どもの貧困対策のための支援者調査」を実施した結果から、支援者の育成・適切な支援が必要といった課題も浮かび上がり、支援が必要な方へのアプローチの仕方や、多職種連携の仕組みの構築が必要。
- ・子供の貧困の実態把握について検討が必要。

4. 計画の目指す方向（基本的な考え方）

第一に子どもに視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、ひとり親家庭については、保護者が子育てと仕事を両立しながら経済的に自立できるよう、保護者の就労支援と子どもの育ちを支え、安心して生活できる環境づくりを進めます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、そして、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、貧困の状況にある子どもの「現在」、そして「将来」に向けての環境を整備します。

これらにより、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる目標 1 「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ（Goal 1 End Poverty in all its forms everywhere）」への寄与を目指します。

(1) ひとり親家庭への支援の推進

・自立のための就労支援

ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるように企業に対するひとり親の理解促進を図ります。

・安心・安全な子育て・子育てのための生活支援

ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児・病後児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など生活面のサポートなどを着実に推進します。

また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。

・生活の安定と自立のための経済的支援

ひとり親家庭となり不安を抱える中、公営住宅の入居など生活基盤確保の支援および児童扶養手当、福祉医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付金などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

また、養育費は子どもの扶養義務の履行を確保するものであり、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。

・きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発

ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭にも情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知とともに、時代の変化に応じた情報提供や相談体制を充実します。

(2) 子どもの貧困対策の推進

・一定の収入を得て生活の安定を図るための個々の希望に応じた就労支援

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。

・貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ることなどにより、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組めます。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等における関連制度を一体的に捉えて施策を推進します。

・世帯の生活を下支えするための経済的支援

世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。

・子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。

2 市町と県民からの意見

各市町、県民のみなさまから「淡海子ども・若者プラン（原案）」に対する意見をいただきました。

○実施期間：令和元年（2019年）12月20日～令和2年（2020年）1月20日

○意見等の提出件数：19件（4人・団体）

3 策定までの主な流れ

時期	内容
平成30年(2018年) 11月15日	審議会での審議や検討(第1回)
平成31年(2019年) 2月6日	審議会での審議や検討(第2回)
令和元年(2019年) 7月～8月	テーマ別検討部会での審議や検討(各検討部会2回)
9月6日	審議会での検討(第3回)
11月7日	審議会での検討(第4回)
11月11日	審議会委員改選
12月20日～	市町への意見照会、県民政策コメント開始
令和2年(2020年) 1月20日	↓ 県民政策コメント終了
2月14日	審議会での検討(第5回)
3月10日	2月県議会において、最終案報告
3月27日	計画策定・公表